

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

15048

手話言語・差別解消条例関連事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	3	障害のある人の自立と社会参加の推進
取組方針	1	ともに理解し合う地域づくり

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務		法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計			
	款			
	項			
	目			
	大事業 中事業			

事業種別	継続	関連個別計画	和歌山市障害者計画		
事業年度	無し ~ 無し	担当課・担当課長・Tel	障害者支援課	土橋 勢津子	073-435-1060
事業実施の根拠法令	障害者総合支援法、障害者差別解消法等	関連課			

## 1 事業内容

	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)	全体事業概要				
事業目的	障害を理由とする差別の解消を推進するため、和歌山市障害者差別解消調整委員会を設置し、障害のある人もない人も共に安心して暮らすやうい和歌山市の実現に寄与することを目的とする。また、聴覚障害者等の社会生活における自立と社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより意思疎通の円滑化を図り、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。	和歌山市における障害を理由とする差別の解消に向け、施策等を協議検討したり、差別事案の助言あっせん案を諮問する障害者差別解消調整委員会を開催する。また、聴覚言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣する。				
事業内容	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度	
	障害者差別解消調整委員会の開催 手話通訳者、要約筆記者を派遣、養成した。	障害者差別解消調整委員会の開催 手話通訳者、要約筆記者を派遣、養成した。	障害者差別解消調整委員会の開催 手話通訳者、要約筆記者を派遣、養成した。	障害者差別解消調整委員会の開催 手話通訳者、要約筆記者を派遣、養成する。	障害者差別解消調整委員会の開催 手話通訳者、要約筆記者を派遣、養成する。	

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	令和03年度		令和04年度		令和05年度		令和06年度		令和07年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	29,113	21,392	21,919	17,481	21,698	14,535	21,174	0	21,174	0	
伸び率(%)	3.6%	2.3%	△24.7%	△18.3%	△1%	△16.9%	△2.4%	△100%	0%	0%	
人件費	正規職員	31,804	31,882	33,554	32,075	33,471	17,522	16,422	0	16,422	
	正規職員以外	4,680	4,680	4,697	4,697	3,884	3,681	4,042	0	4,042	
	小計	36,484	36,562	38,251	36,772	37,355	21,203	20,464	0	20,464	
国庫支出金	17,676	6,356	14,818	3,797	10,695	4,207	10,435	0	10,435	0	
県支出金	8,807	5,327	7,378	3,368	5,317	3,768	5,185	0	5,185	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源(税等)	2,630	9,709	△277	10,316	5,686	6,560	5,554	0	5,554	0	
所要人数 (人)	正規職員	4.10	4.11	4.31	4.12	4.26	2.23	2.09	0.00	2.09	0.00
	正規職員以外	2.04	2.04	2.07	2.07	1.72	1.63	1.79	0.00	1.79	0.00
主な予算内訳	委託料17,409千円										

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
障害者差別解消調整委員会開催		回	2	2	2	2	
			1	2	1		
			50%	100%	50%	%	
手話通訳者登録数		人	36	45	45	45	
			44	43	45		
			116.7%	95.5%	100%	%	
手話・要約筆記者延派遣回数		回	500	650	650	650	
			522	443	623		
			104.4%	68.2%	95.8%	%	

#### 4 事業の評価

評価基準				
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき	他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか	○	急いで取り組む	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	障害者差別の解消は、平成28年4月施行の障害者差別解消法及び令和6年4月施行の改正障害者差別解消法に対応した事業で、今後も必要な事業である。また、手話通訳者等の派遣も、平成28年4月施行の手話言語条例及び令和4年5月施行の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関連する施策・事業で、今後も必要な事業である。
見直し・改善内容	障害を理由とする差別の解消に向け、施策の実施が必要である。 手話言語条例に係る施策事業に向け、手話の普及、手話が使用されやすい環境整備の普及についての新たな取組が必要である。